

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成25年 5 月27日
【発行者名】	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 関崎 司
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番 1 号 山王パークタワー
【事務連絡者氏名】	藤原 規晃
【電話番号】	03(5156)5000
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	エンジェル・ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書の提出に伴い、平成24年11月27日付をもって提出した有価証券届出書の関係情報を新たな情報により訂正するため、また、記載事項の一部訂正を行うため本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

下線部\_\_は訂正部分を示します。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

(前略)

基本的性格

(中略)

<商品分類の定義について>

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

(中略)

なお、上記は当ファンドに該当する分類について記載したものです。上記以外の商品分類の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照下さい。

(中略)

<属性区分の定義について>

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

(中略)

なお、上記は当ファンドに該当する属性について記載したものです。上記以外の属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照下さい。

ファンドの特色

1. JASDAQ市場をはじめ、わが国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要投資対象とします。

(中略)

企業には、ライフサイクルがあります。

人間の一生と同じように成長期、成熟期といったステージ（段階）があり、成長著しい初期段階には、高い成長率が期待されます。その時期をとらえて投資する、これが「エンジェル・ファンド」の考え方です。

(中略)

3. 運用にあたっては、DWSインベストメント GmbHの投資助言を受けます。

(中略)

DWSインベストメント GmbHはDWSの一員です。DWSはドイチェ・アセット・マネジメント・グループのリテールビジネスを担う投資信託会社グループです。



日本においては、リテールビジネスをドイチェ・アセット・マネジメントまたはDWSのブランド名で展開しています。

市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<訂正後>

(前略)

基本的性格

(中略)

<商品分類の定義について>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

(中略)

なお、上記は当ファンドに該当する分類について記載したものです。上記以外の商品分類の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照下さい。

(中略)

<属性区分の定義について>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

(中略)

なお、上記は当ファンドに該当する属性について記載したものです。上記以外の属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照下さい。

ファンドの特色

**1. JASDAQ市場をはじめ、わが国の取引所に上場(これに準ずるものを含まず。)されている株式を主要投資対象とします。**

(中略)

企業には、ライフ・サイクルがあります。

人間の一生と同じように成長期、成熟期といったステージ(段階)があり、成長著しい初期段階には、高い成長率が期待されます。その時期をとらえて投資する、これが当ファンドの考え方です。

(中略)

**3. 運用にあたっては、DWSインベストメントGmbHの投資助言を受けます。**

DWSインベストメントGmbHはドイツ銀行グループのアセット&ウェルス・マネジメント部門のドイツにおける拠点です。グローバルなネットワークを駆使し、投資家の多様なニーズに応える商品開発と優れた運用実績の実現を目指します。

市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (3)【ファンドの仕組み】

<訂正前>

(前略)

委託会社の概況

a. 資本金の額(2012年9月末現在)

(中略)

c. 大株主の状況(2012年9月末現在)

(以下略)

<訂正後>

(前略)

## 委託会社の概況

a．資本金の額（2013年3月末現在）

（中略）

c．大株主の状況（2013年3月末現在）

（以下略）

## 2【投資方針】

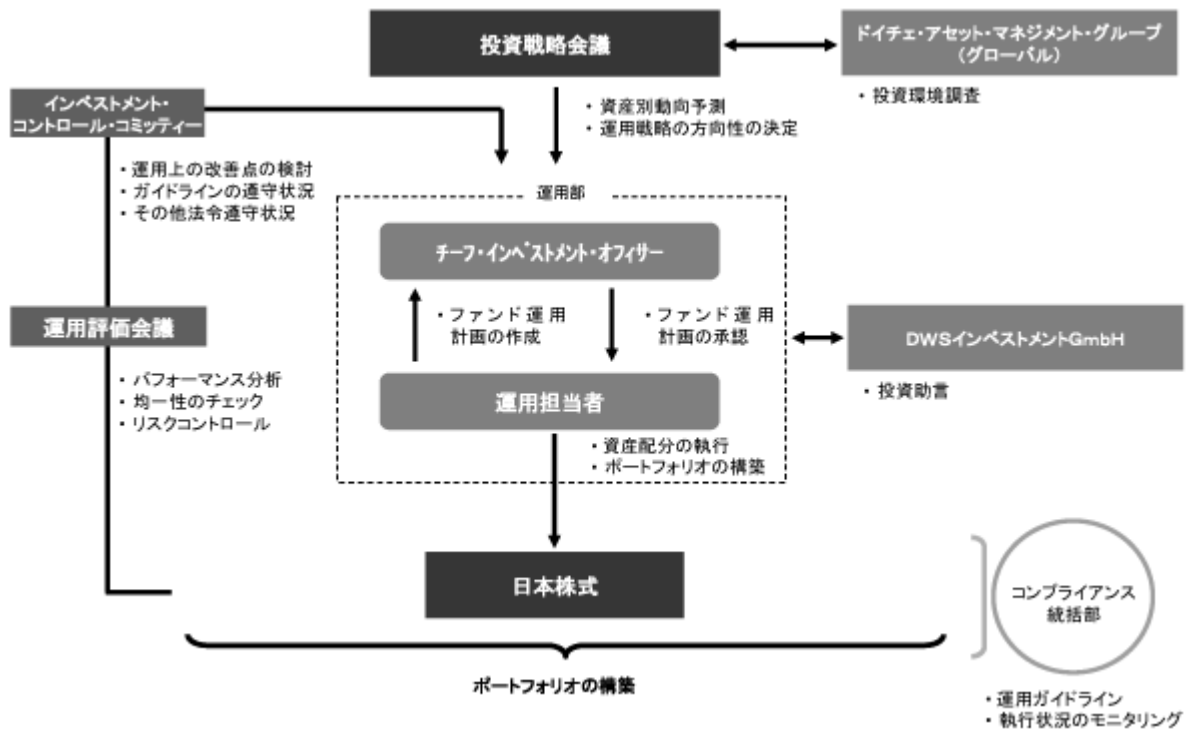
### (3)【運用体制】

<訂正前>

#### \_\_\_\_\_ファンドの運用体制

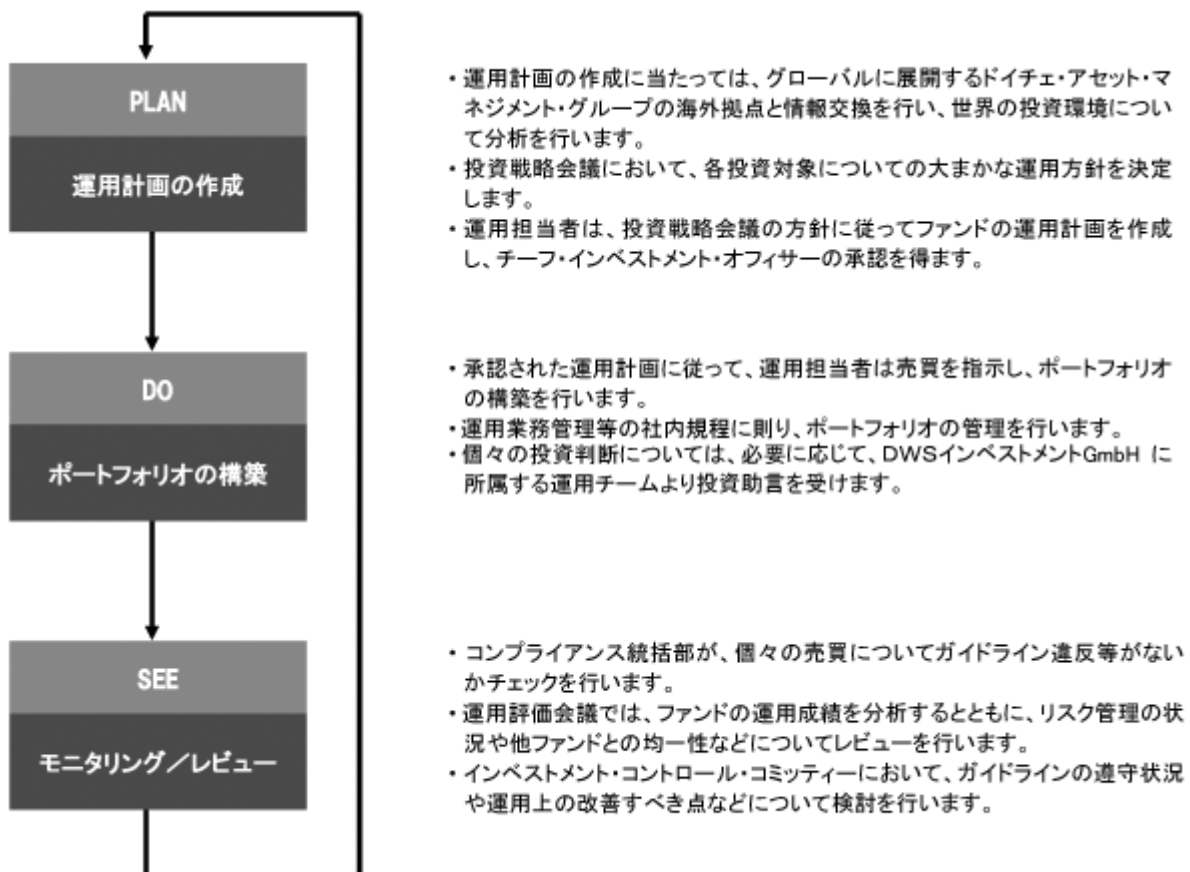
当ファンドは、DWSインベストメントGmbHの投資助言に基づき、委託会社が運用を行います。

<運用体制>



(中略)

<運用の流れ>



(中略)

## ドイチェ・アセット・マネジメント・グループの概要

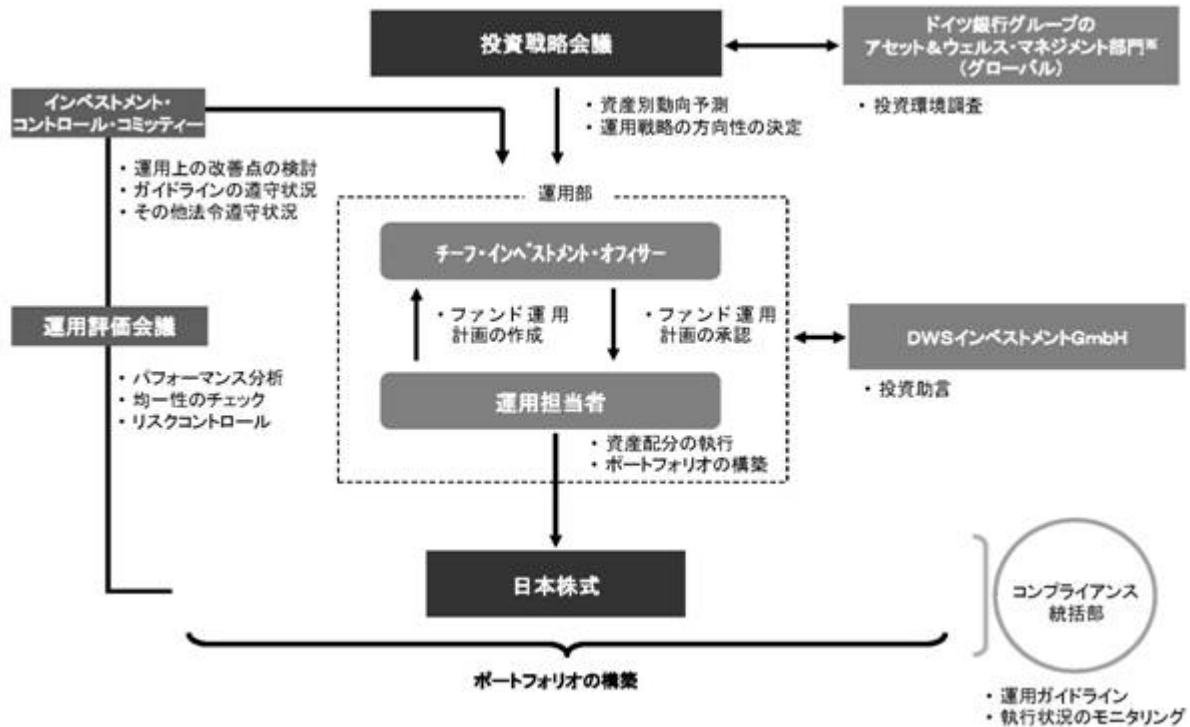
ドイツ銀行グループの一員として、世界主要都市に拠点を構え、800人以上のファンド・マネジャー及びリサーチ・スペシャリスト等の投資プロフェッショナルが緊密なチーム体制のもとグローバルな観点から調査・分析、運用業務を推進しています。（2012年3月末現在）

（注）運用体制は、今後変更となる場合があります。

### <訂正後>

当ファンドは、DWSインベストメントGmbHの投資助言に基づき、委託会社が運用を行います。

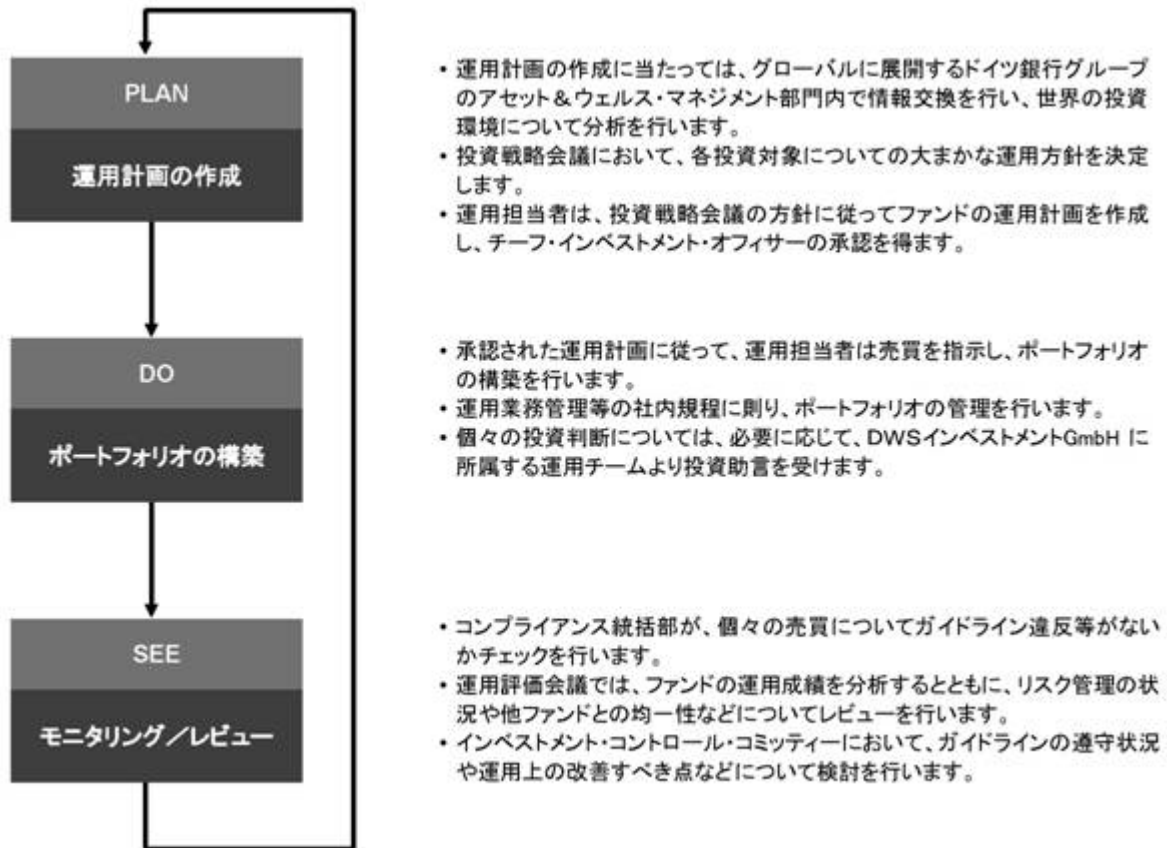
### <運用体制>



ドイツ銀行グループにおける資産運用ビジネスを担います。

（中略）

### <運用の流れ>



( 中略 )

(注) 運用体制は、今後変更となる場合があります。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (5)【課税上の取扱い】

&lt; 訂正前 &gt;

( 前略 )

課税の取扱いについて

以下の内容は平成24年9月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

##### a. 個人の受益者に対する課税

収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として10%（所得税7%及び地方税3%）<sup>1</sup>の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用があります。）または申告分離課税を選択することもできます。

一部解約金、償還金の取扱い

一部解約時及び償還時の差益については譲渡所得となり、原則として10%（所得税7%及び地方税3%）<sup>1</sup>の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座において「源泉徴収あり」を選択した場合には、10%（所得税7%及び地方税3%）<sup>1</sup>の税率による源泉徴収が行われます。

( 中略 )

##### b. 法人の受益者に対する課税

収益分配金、一部解約金、償還金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、7%（所得税のみ）<sup>2</sup>の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

( 中略 )

<sup>1</sup> 税率は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税7.147%及び地方税3%）、平成26年1月



1日から平成49年12月31日までは20.315% (所得税15.315%及び地方税5%)となる予定です。

2 税率は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは7.147% (所得税のみ)、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは15.315% (所得税のみ)となる予定です。

(以下略)

<訂正後>

(前略)

課税の取扱いについて

以下の内容は平成25年3月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

a. 個人の受益者に対する課税

収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として10.147% (所得税7.147%及び地方税3%)<sup>1</sup>の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除の適用があります。)または申告分離課税を選択することもできます。

一部解約金、償還金の取扱い

一部解約時及び償還時の差益については譲渡所得となり、原則として10.147% (所得税7.147%及び地方税3%)<sup>1</sup>の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座において「源泉徴収あり」を選択した場合には、10.147% (所得税7.147%及び地方税3%)<sup>1</sup>の税率による源泉徴収が行われます。

(中略)

b. 法人の受益者に対する課税

収益分配金、一部解約金、償還金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、7.147% (所得税のみ)<sup>2</sup>の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

(中略)

1 税率は、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは20.315% (所得税15.315%及び地方税5%)となる予定です。

2 税率は、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは15.315% (所得税のみ)となる予定です。

(以下略)

## 5【運用状況】

本項を以下の記載内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

### (1)【投資状況】

(平成25年3月29日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	1,802,372,100	98.08
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	-	35,363,211	1.92
合計(純資産総額)	-	1,837,735,311	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

### (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

<評価額(上位30銘柄)>

(平成25年3月29日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	ヤフー	情報・通信業	4,432	27,020.00 43,300.00	119,752,640 191,905,600	10.44
日本	株式	楽天	サービス業	168,000	774.37 957.00	130,094,160 160,776,000	8.75
日本	株式	日本マクドナルドホールディングス	小売業	50,700	2,295.04 2,562.00	116,358,528 129,893,400	7.07
日本	株式	ジュピターテレコム	情報・通信業	804	79,700.00 123,500.00	64,078,800 99,294,000	5.40
日本	株式	日本取引所グループ	その他金融業	10,400	4,652.44 8,530.00	48,385,376 88,712,000	4.83
日本	株式	三洋貿易	卸売業	94,600	666.82 754.00	63,081,172 71,328,400	3.88
日本	株式	一建設	不動産業	12,600	3,925.49 5,400.00	49,461,174 68,040,000	3.70
日本	株式	デジタルガレージ	情報・通信業	207	203,922.71 304,500.00	42,212,000 63,031,500	3.43
日本	株式	フィールズ	卸売業	40,200	1,231.18 1,549.00	49,493,436 62,269,800	3.39
日本	株式	第一興商	卸売業	18,500	1,793.00 2,523.00	33,170,500 46,675,500	2.54
日本	株式	ビジョン	その他製品	6,400	3,478.05 6,870.00	22,259,520 43,968,000	2.39
日本	株式	UTホールディングス	サービス業	660	57,038.89 65,500.00	37,645,667 43,230,000	2.35
日本	株式	太陽ホールディングス	化学	16,000	2,307.08 2,699.00	36,913,280 43,184,000	2.35
日本	株式	ジェイアイエヌ	小売業	7,900	3,070.98 5,110.00	24,260,742 40,369,000	2.20
日本	株式	ブレナス	小売業	26,600	1,426.27 1,508.00	37,938,782 40,112,800	2.18
日本	株式	パーク24	不動産業	20,100	1,436.53 1,844.00	28,874,253 37,064,400	2.02
日本	株式	スカパーJ S A Tホールディングス	情報・通信業	812	35,854.59 44,250.00	29,113,927 35,931,000	1.96
日本	株式	クックパッド	サービス業	7,400	2,142.00 4,685.00	15,850,800 34,669,000	1.89
日本	株式	日特エンジニアリング	機械	34,400	1,017.55 972.00	35,003,720 33,436,800	1.82
日本	株式	タカラレーベン	不動産業	21,800	936.90 1,464.00	20,424,420 31,915,200	1.74
日本	株式	メッセージ	サービス業	123	270,800.00 254,000.00	33,308,400 31,242,000	1.70

日本	株式	ニチハ	ガラス・土石製品	22,300	1,008.53 1,348.00	22,490,219 30,060,400	1.64
日本	株式	ワコム	電気機器	78	195,721.64 373,500.00	15,266,287 29,133,000	1.59
日本	株式	角川グループホールディングス	情報・通信業	11,200	2,523.43 2,582.00	28,262,416 28,918,400	1.57
日本	株式	ホギメディカル	繊維製品	5,300	3,926.15 5,130.00	20,808,595 27,189,000	1.48
日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	1,700	10,310.67 15,320.00	17,528,139 26,044,000	1.42
日本	株式	ジーテクト	金属製品	10,300	2,014.64 2,520.00	20,750,792 25,956,000	1.41
日本	株式	コナミ	情報・通信業	13,200	1,849.84 1,895.00	24,417,888 25,014,000	1.36
日本	株式	オービック	情報・通信業	1,110	17,148.23 21,710.00	19,034,535 24,098,100	1.31
日本	株式	ニューフレアテクノロジー	機械	37	609,319.71 583,000.00	22,544,829 21,571,000	1.17

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

< 種類別及び業種別投資比率 >

(平成25年3月29日現在)

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	建設業	0.48
		繊維製品	1.48
		化学	3.47
		ガラス・土石製品	1.64
		金属製品	2.54
		機械	2.99
		電気機器	2.68
		精密機器	1.02
		その他製品	3.43
		情報・通信業	26.45
		卸売業	9.81
		小売業	12.34
		銀行業	0.64
		その他金融業	4.83
		不動産業	7.46
サービス業	16.82		
	小計	98.08	
	合計	98.08	

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別及び業種別の評価金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

計算期間末 または各月末	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第7期計算期間末(平成15年 8月27日)	7,676	7,676	9,304	9,304
第8期計算期間末(平成16年 8月27日)	10,003	10,003	19,991	19,991
第9期計算期間末(平成17年 8月29日)	7,339	7,339	25,746	25,746
第10期計算期間末(平成18年 8月28日)	7,883	7,883	31,755	31,755
第11期計算期間末(平成19年 8月27日)	5,095	5,095	21,940	21,940
第12期計算期間末(平成20年 8月27日)	2,989	2,989	16,580	16,580
第13期計算期間末(平成21年 8月27日)	2,576	2,576	14,169	14,169
第14期計算期間末(平成22年 8月27日)	1,907	1,907	12,463	12,463
第15期計算期間末(平成23年 8月29日)	1,694	1,694	13,017	13,017
第16期計算期間末(平成24年 8月27日)	1,392	1,392	12,574	12,574
平成24年 3月末	1,619	-	13,569	-
平成24年 4月末	1,577	-	13,437	-
平成24年 5月末	1,421	-	12,223	-
平成24年 6月末	1,482	-	12,839	-
平成24年 7月末	1,410	-	12,457	-
平成24年 8月末	1,366	-	12,341	-
平成24年 9月末	1,402	-	12,709	-
平成24年10月末	1,398	-	12,790	-
平成24年11月末	1,380	-	12,757	-
平成24年12月末	1,412	-	13,109	-
平成25年 1月末	1,604	-	14,876	-
平成25年 2月末	1,639	-	15,525	-
平成25年 3月末	1,837	-	17,325	-

(注) 純資産総額は、百万円未満切捨て。

## 【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第7期計算期間(平成14年 8月28日～平成15年 8月27日)	0.0000
第8期計算期間(平成15年 8月28日～平成16年 8月27日)	0.0000
第9期計算期間(平成16年 8月28日～平成17年 8月29日)	0.0000
第10期計算期間(平成17年 8月30日～平成18年 8月28日)	0.0000
第11期計算期間(平成18年 8月29日～平成19年 8月27日)	0.0000
第12期計算期間(平成19年 8月28日～平成20年 8月27日)	0.0000
第13期計算期間(平成20年 8月28日～平成21年 8月27日)	0.0000

第14期計算期間(平成21年 8月28日～平成22年 8月27日)	0.0000
第15期計算期間(平成22年 8月28日～平成23年 8月29日)	0.0000
第16期計算期間(平成23年 8月30日～平成24年 8月27日)	0.0000

## 【収益率の推移】

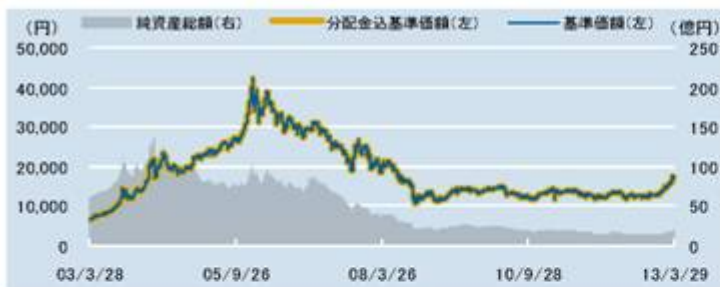
	収益率(%)
第 7期計算期間(平成14年 8月28日～平成15年 8月27日)	2.3
第 8期計算期間(平成15年 8月28日～平成16年 8月27日)	114.9
第 9期計算期間(平成16年 8月28日～平成17年 8月29日)	28.8
第10期計算期間(平成17年 8月30日～平成18年 8月28日)	23.3
第11期計算期間(平成18年 8月29日～平成19年 8月27日)	30.9
第12期計算期間(平成19年 8月28日～平成20年 8月27日)	24.4
第13期計算期間(平成20年 8月28日～平成21年 8月27日)	14.5
第14期計算期間(平成21年 8月28日～平成22年 8月27日)	12.0
第15期計算期間(平成22年 8月28日～平成23年 8月29日)	4.4
第16期計算期間(平成23年 8月30日～平成24年 8月27日)	3.4
(平成24年 8月28日～平成25年 3月29日)	37.8

(注) 収益率は、小数第2位を四捨五入しております。

(参考情報)

基準日：2013年3月29日

## 基準価額・純資産の推移 (2003/3/28~2013/3/29)



※1 基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。

※2 分配金込基準価額の推移は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。

## 分配の推移

1口当たり、税引前	
2012年 8月	0円
2011年 8月	0円
2010年 8月	0円
2009年 8月	0円
2008年 8月	0円
設定来累計	0円

## 主要な資産の状況

## 組入上位10銘柄

	銘柄	業種	比率(%)
1	ヤフー	情報・通信業	10.4
2	楽天	サービス業	8.7
3	日本マクドナルドホールディングス	小売業	7.1
4	ジュビターテレコム	情報・通信業	5.4
5	日本取引所グループ	その他金融業	4.8
6	三洋貿易	卸売業	3.9
7	一建設	不動産業	3.7
8	デジタルガレージ	情報・通信業	3.4
9	フィールズ	卸売業	3.4
10	第一興商	卸売業	2.5

## 業種別構成比（上位5業種）

業種	比率(%)
情報・通信業	26.4
サービス業	16.8
小売業	12.3
卸売業	9.8
不動産業	7.5

※ 比率は純資産総額に対する比率です。

## 年間収益率の推移



※1 年間収益率の推移は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。

※2 2013年は3月末までの騰落率を表示しております。

※3 当ファンドにベンチマークはありません。

(注1) 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。

(注2) 最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示されております。

**(4)【設定及び解約の実績】**

下記期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

	設定数量(口)	解約数量(口)
第 7期計算期間(平成14年 8月28日～平成15年 8月27日)	46,647	428,577
第 8期計算期間(平成15年 8月28日～平成16年 8月27日)	262,374	587,081
第 9期計算期間(平成16年 8月28日～平成17年 8月29日)	151,061	366,368
第10期計算期間(平成17年 8月30日～平成18年 8月28日)	121,283	158,117
第11期計算期間(平成18年 8月29日～平成19年 8月27日)	79,158	95,158
第12期計算期間(平成19年 8月28日～平成20年 8月27日)	17,813	69,787
第13期計算期間(平成20年 8月28日～平成21年 8月27日)	26,218	24,644
第14期計算期間(平成21年 8月28日～平成22年 8月27日)	10,962	39,739
第15期計算期間(平成22年 8月28日～平成23年 8月29日)	4,848	27,763
第16期計算期間(平成23年 8月30日～平成24年 8月27日)	235	19,630
(平成24年 8月28日～平成25年 3月29日)	1,206	5,900

## 第2【管理及び運営】

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

<訂正前>

<基準価額の計算方法等について>

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権1口当たりの純資産額が基準価額です。基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されま

す。

（中略）

<運用資産の評価基準及び評価方法>

（中略）

公社債等	法令及び <u>社団法人</u> 投資信託協会規則に従って、時価評価します。
------	--

（以下略）

<訂正後>

<基準価額の計算方法等について>

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権1口当たりの純資産総額が基準価額です。基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されま

す。

（中略）

<運用資産の評価基準及び評価方法>

（中略）

公社債等	法令及び <u>一般社団法人</u> 投資信託協会規則に従って、時価評価します。
------	--

（以下略）



### 第3【ファンドの経理状況】

#### 1【財務諸表】

本項の末尾に以下の内容を追加します。

<追加>

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期中間計算期間（平成24年8月28日から平成25年2月27日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。

## エンジェル・ファンド

## (1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

		第17期中間計算期間 (平成25年2月27日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		23,967,005
株式		1,616,417,800
未収配当金		4,976,600
未収利息		45
流動資産合計		1,645,361,450
資産合計		1,645,361,450
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬		758,531
未払委託者報酬		10,619,374
その他未払費用		722,352
流動負債合計		12,100,257
負債合計		12,100,257
純資産の部		
元本等		
元本		1,056,310,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )		576,951,193
(分配準備積立金)		478,051,035
元本等合計		1,633,261,193
純資産合計		1,633,261,193
負債純資産合計		1,645,361,450

## (2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第17期中間計算期間 (自 平成24年8月28日 至 平成25年2月27日)
営業収益	
受取配当金	14,975,900
受取利息	11,760
有価証券売買等損益	307,531,916
その他収益	1,210
営業収益合計	<u>322,520,786</u>
営業費用	
受託者報酬	758,531
委託者報酬	10,619,374
その他費用	722,352
営業費用合計	<u>12,100,257</u>
営業利益	<u>310,420,529</u>
経常利益	<u>310,420,529</u>
中間純利益	<u>310,420,529</u>
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	5,873,277
期首剰余金又は期首欠損金( )	285,119,487
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,187,808
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,187,808
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,903,354
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	13,903,354
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	<u>576,951,193</u>

## (3)【中間注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における中間計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は中間計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。 中間計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所等における中間計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。</p>
-----------------	--

## (中間貸借対照表に関する注記)

項目	第17期中間計算期間 (平成25年2月27日現在)
1. 受益権の総数	105,631口
2. 1口当たり純資産額	15,462円

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第17期中間計算期間 (平成25年2月27日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表計上額は中間計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

項目	第17期中間計算期間 (平成25年2月27日現在) 金額(円)
元本の推移	
期首元本額	1,107,670,000
期中追加設定元本額	3,770,000
期中一部解約元本額	55,130,000

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

本項を以下の記載内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

(平成25年3月29日現在)

資産総額	1,840,135,371円
負債総額	2,400,060円
純資産総額( - )	1,837,735,311円
発行済数量	106,073口
1単位当たり純資産額( / )	17,325円

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

<訂正前>

(1) 資本金等

資本金の額

3,078百万円（平成24年9月末現在）

発行する株式の総数

200,000株（平成24年9月末現在）

発行済株式総数

61,560株（平成24年9月末現在）

（中略）

(2) 委託会社の機構

（中略）

（投資信託の運用プロセス）

四半期毎に行われる投資戦略会議において、ドイチェ・アセット・マネジメント・グループの海外拠点からの情報を参考にしつつ、各投資対象についての市場見通しならびに大まかな運用方針を決定します。

（以下略）

<訂正後>

(1) 資本金等

資本金の額

3,078百万円（平成25年3月末現在）

発行する株式の総数

200,000株（平成25年3月末現在）

発行済株式総数

61,560株（平成25年3月末現在）

（中略）

(2) 委託会社の機構

（中略）

（投資信託の運用プロセス）

四半期毎に行われる投資戦略会議において、ドイツ銀行グループのアセット&ウェルス・マネジメント部門（グローバル）からの情報を参考にしつつ、各投資対象についての市場見通しならびに大まかな運用方針を決定します。

（以下略）

## 2【事業の内容及び営業の概況】

本項を以下の記載内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。

平成25年3月末現在、委託会社の運用するファンドは98本、純資産総額は669,375百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類別の本数及び純資産総額は下記の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	単位型	株式投資信託	1本	12,943百万円
	追加型	株式投資信託	77本	592,498百万円
私募	追加型	株式投資信託	20本	63,934百万円
合計			98本	669,375百万円

### 3【委託会社等の経理状況】

本項の末尾に以下の内容を追加します。

< 追加 >

#### 1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。

#### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。



## 中間財務諸表

## (1)中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (平成24年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金		5,280,879
前払費用		18,719
未収委託者報酬		776,379
未収運用受託報酬		22,447
未収投資助言報酬		49,173
未収収益		546,438
立替金		45,016
為替予約		12,254
流動資産計		6,751,308
固定資産		
無形固定資産	1	12,161
投資その他の資産		28,436
固定資産計		40,597
資産合計		6,791,906
<b>負債の部</b>		
流動負債		
預り金		78,968
未払金		
未払手数料		382,788
その他未払金		133,520
未払費用		785,532
未払法人税等		11,681
未払消費税等	2	12,733
賞与引当金		159,657
流動負債計		1,564,883
固定負債		
退職給付引当金		765,374
長期未払費用		279,410
固定負債計		1,044,785
負債合計		2,609,668
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金		3,078,000
資本剰余金		
資本準備金		1,830,000
資本剰余金計		1,830,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		725,800
利益剰余金計		725,800
株主資本計		4,182,199
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		38
評価・換算差額等合計		38
純資産合計		4,182,237
負債・純資産合計		6,791,906

## (2)中間損益計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間
		(自 平成24年4月1日
		至 平成24年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		3,115,207
運用受託報酬		61,806
投資助言報酬		47,033
その他営業収益		718,901
営業収益計		3,942,949
営業費用		
支払手数料		1,590,990
その他営業費用		621,515
営業費用計		2,212,506
一般管理費	1	1,530,842
営業利益		199,600
営業外収益		72
営業外費用	2	7,365
経常利益		192,308
特別損失	3	51,283
税引前中間純利益		141,024
法人税、住民税及び事業税		2,905
法人税等合計		2,905
中間純利益		138,119

## 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 当中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部 純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を 採用しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価 方法	時価法を採用しております。
3. 固定資産の減価償却の方法	無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについて は、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用して おります。
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個 別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 但し、当中間会計期間末の計上額はありません。 (2) 賞与引当金 支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債 務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認め られる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時におけ る従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法に より按分した額を翌期から費用処理することとしております。 (追加情報) 前事業年度末まで、役員の退職時に支出が予測される役員退職慰勞 金支払に備えるため内規に基づく期末要支給額を退職給付引当金に含 めて計上していましたが、平成24年9月の取締役会にて制度廃止の旨 の決議が行われました。制度廃止を受けその後、支給が決定されたため 当中間会計期間末において内規に基づく要支給額の全額を未払金に振 り替えております。
5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換 算基準	外貨建の金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換 算し、換算差額は損益として処理しております。
6. リース取引の処理方法	リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナ ンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた 会計処理によっております。
7. その他中間財務諸表のための基本とな る重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## 注記事項

## (中間貸借対照表関係)

	当中間会計期間末 (平成24年9月30日)
1 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 ソフトウェア 76,493千円	
2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の上、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	

## (中間損益計算書関係)

	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
1 減価償却実施額 無形固定資産	5,142千円
2 営業外費用の主要項目 為替差損	7,245千円

3 特別損失の主要項目	
割増退職金	51,283千円

## (リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)			
ファイナンス・リース取引（借主側）			
リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引			
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額			
	器具備品	建物附属設備	合計
取得価額相当額	318,687千円	653,359千円	972,047千円
減価償却累計額相当額	271,142千円	401,271千円	672,413千円
中間会計期間末残高相当額	47,544千円	252,088千円	299,633千円
2. 未経過リース料中間会計期間末残高相当額			
1年以内		46,229千円	
1年超		191,704千円	
合計		237,933千円	
3. 支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額			
支払リース料		34,438千円	
減価償却費相当額		20,194千円	
支払利息相当額		1,927千円	
4. 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法			
(1) 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			
(2) 利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。			

## (金融商品関係)

当中間会計期間末（平成24年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)預金	5,280,879	5,280,879	-
(2)未収委託者報酬	776,379	776,379	-
(3)未収運用受託報酬	22,447	22,447	-
(4)未収投資助言報酬	49,173	49,173	-
(5)未収収益	546,438	546,438	-
(6)投資有価証券 その他の有価証券	16,848	16,848	-
資産計	6,692,165	6,692,165	-
(1)未払手数料	382,788	382,788	-
(2)未払費用	785,532	785,532	-
(3)長期未払費用	279,410	279,410	-
負債計	1,447,731	1,447,731	-
デリバティブ取引 (*1)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	12,254	12,254	-
デリバティブ取引計	12,254	12,254	-

(\*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債権となる項目については、正の値で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬及び(5)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (6)投資有価証券

投資有価証券は其他有価証券に区分されており、時価については、基準価額によっております。

また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

## 負債

## (1)未払手数料及び(2)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (3)長期未払費用

時価については、支払見込額に基づく現在価値によっております。

## デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

## (有価証券関係)

当中間会計期間末(平成24年9月30日)

## 其他有価証券

(単位:千円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	15,992	15,921	71
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	855	888	32
合計		16,848	16,809	38

## 当期中に売却した其他有価証券

(単位:千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	10	0	-
合計	10	0	-

## (デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末(平成24年9月30日)

## ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）

（単位：千円）

区分		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	368,572	-	3,408	3,408
	ユーロ	114,665		252	252
	買建				
	ユーロ	627,017	-	8,202	8,202
	シンガポールドル	35,367		391	391
合計		1,145,623	-	12,254	12,254

## （セグメント情報等）

## セグメント情報

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 関連情報

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため記載を省略しております。

## 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

## 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

## 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	当中間会計期間末 (平成24年9月30日)
1株当たり純資産額	67,937円58銭
1株当たり中間純利益金額	2,243円65銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載していません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
中間純利益金額(千円)	138,119
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	138,119
普通株式の期中平均株式数(株)	61,560

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

本項を以下の記載内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

受託会社

名称 三井住友信託銀行株式会社  
 資本金の額 342,037百万円（平成24年4月1日現在）  
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考>再信託受託会社の概要

名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社  
 資本金の額 51,000百万円（平成24年9月末現在）  
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。  
 関係業務の概要 受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円 （平成24年3月末現在）	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三証券株式会社	5,000百万円 （平成24年3月末現在）	

投資顧問会社

名称 DWSインベストメントGmbH  
 資本金の額 11,500万ユーロ（約139億円）（平成24年3月末現在）  
 事業の内容 有価証券等に係る投資顧問業務及びその業務に付帯関連する一切の業務を営んでいます。

（注）ユーロの円換算は、便宜上、平成25年3月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝120.73円）によります。



## 独立監査人の中間監査報告書

平成25年4月3日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエンジェル・ファンドの平成24年8月28日から平成25年2月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、エンジェル・ファンドの平成25年2月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成24年8月28日から平成25年2月27日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ( ) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月7日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野島 浩一郎  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第29期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。